



まちなかの遊休不動産を リノベーションして活用する取組を支援します。

まちなかの空き店舗や空き家等の遊休不動産を所有する方やリノベパートナーとしてサブリースする事業者を対象に、そのリノベーションに係る経費の一部を最大50万円を上限に補助金(補助率:1/2)を交付します。

申請期間

令和5年4月1日から令和6年2月29日まで

※令和6年3月31日までに事業が完了し支払いが完了となるものが対象です。

対象者

次に掲げるいずれかに該当し、事業開始前に申請の上、審査の結果、採用となった方が対象です。

- ・ 遊休不動産の所有者
- ・ 「リノベパートナー」(裏面参照)として本市に登録した事業者

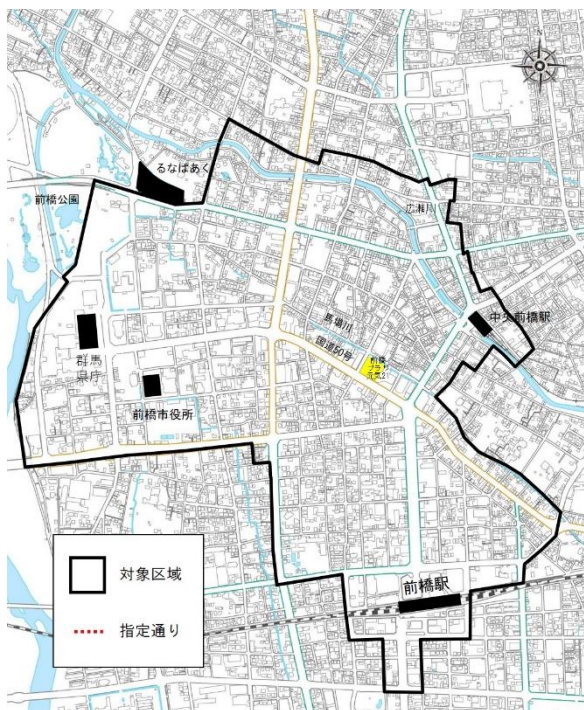
対象事業

令和6年3月31日までに事業が完了し支払・物件の利活用(新たに貸出又はテナント募集を開始すること)が完了となる事業

- ・ 誰かに貸すために必要な物件の修繕をしたい。
- ・ 建物が老朽化して雨漏り等があるため、修繕して貸出したい。
- ・ 長期間使われていない物が残されているため、撤去した上で貸出したい。

対象区域

前橋市アーバンデザイン
策定区域内(約158ha)



対象経費

遊休不動産のリノベーションに必要な経費
(例 残置物撤去費用、内外装工事費用など)

※補助対象とならない経費

- ① 補助金申請以前に発生した経費
- ② 備品購入に係る経費
- ③ 消費税等の公租公課
- ④ 事業に必要であると認められない経費

補助金額

補助対象経費(税抜額)の2分の1以内の額。

【上限額】

- 1 申請あたり50万円
- 1 事業者あたり3回まで申請可能。
(同一のテナントに複数回補助金を申請することはできません。)

お問い合わせ

前橋市 産業経済部 にぎわい商業課

TEL: 027-210-2188 FAX: 027-237-0770

E-mail: nigiwai@city.maebashi.gunma.jp

リノベパートナーとは

リノベパートナー登録制度に登録した事業者で、まちなかの遊休不動産を所有者から借りる又は購入した上で、自らリノベーションしテナント誘致を行うもの。



【利活用していない物件をお持ちの方へ】

にぎわい商業課には、まちなかで新しくお店をオープンしたいという声日々寄せられております。一方で貸出可能な物件が減少しており、思ったところに出店できないことも少なくありません。

物件を貸すためには様々なハードルや考えがあり、活用の見込みが立たないという物件オーナーも多いかと思いますが、リノベパートナーとともに遊休不動産の所有者と事業者のマッチングを目指します。



【注意事項】

- 予算額に達した時点で、受付を締切ります。
- 補助事業の開始前に申請が必要です。
- 職員による現地確認については、申請者の立ち合いが必要です。
- 補助事業の遂行に関する説明及び実地調査を求められた場合は、これに応じなければなりません。

その他詳しい条件等は令和5年度前橋市まちなか遊休不動産リビルド支援事業補助金要項をご確認ください。

補助金支払いまでの流れ

※交付要項・申請書は、前橋市HPからダウンロードできます。(表面右上のQR参照)

①事前相談(要件等の確認)

②交付申請書の提出

③書類審査・現地確認

④交付決定

⑤事業実施(出店)

⑥事業完了、業者への支払い等

⑦実績報告書の提出

⑧現地確認・交付金額確定

⑨補助金の支払い

にぎわい商業課は前橋プラザ元気21の1階に事務所があります。お気軽にお越しください。

